

**IFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」に対する意見**

# サステナビリティ報告基準に関する IFRS 財団の動向 (IFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS 財団定款の的を絞った修正案」に対するコメント・レターを中心に)

ASBJ 専門研究員 きりはら わか  
桐原 和香

## I はじめに

IFRS 財団<sup>1</sup>の評議員会<sup>2</sup>は、2021年4月30日にIFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS 財団定款の的を絞った修正案」(本公開草案)を公表した(コメント期限:2021年7月29日)<sup>3</sup>。IFRS 財団が2020年9月30日に公表した「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」(2020年協議ペーパー)<sup>4</sup>に対して寄せられたコメントを踏

まえ、サステナビリティ報告基準を設定する新審議会を設立するにあたり、IFRS 財団の定款修正案に対する意見を求めるためである。

我が国では、これまで国際会計基準(IFRS)に関する市場関係者の意見集約等を目的としてIFRS 対応方針協議会で議論を行ってきたが、サステナビリティ報告に関するIFRS 財団の動きに対応するため、IFRS 対応方針協議会の下にワーキンググループを設置し、2020年協議ペーパーに対してオールジャパンでの意見を発信した<sup>5</sup>。

IFRS 対応方針協議会は9つの団体(一般社

1 IFRS 財団の概要については、<https://www.ifrs.org/about-us/>を参照のこと。

2 評議員会はIFRS 財団及び国際会計基準審議会(IASB)のガバナンス及び監督の責任を負っている。また、評議員会は、公的説明責任のある市場当局の団体であるIFRS 財団モニタリング・ボードに対して説明責任を負っている。

3 <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/exposure-draft-and-comment-letters/#consultation>

4 <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/comment-letters-projects/consultation-paper-and-comment-letters/>

5 [https://www.asbj.or.jp/ifrs/ifrs\\_council/2020-1130.html](https://www.asbj.or.jp/ifrs/ifrs_council/2020-1130.html)

団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省）から構成されている。また、当該ワーキンググループには、上記の9つの団体に加え、7つの団体（年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省）がオブザーバーとして参加している。

IFRS 対応方針協議会は、本公開草案に対しても意見を集約し、2021年7月16日にIFRS財団に対してコメント・レターを提出した<sup>6</sup>。

本稿では、当該コメント・レターの概要を中心に、IFRS財団の動向を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## II 本公開草案の公表の経緯

IFRS財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会（IASB）を通じ、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる単一の財務報告基準を開発する使命を担っている<sup>7</sup>。2019年1月より評議員会が当財団の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、当財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2020年協議ペーパーを公表し（コメント期限：2020年12月31日）、関係者から次の点について意見を求めた。

- グローバルなサステナビリティ基準についてニーズはあるか。
- サステナビリティ報告に関してIFRS財団は何らかの役割を果たすべきか。
- 仮にIFRS財団が何らかの役割を果たすべきであるとする場合、それが成功するための要因は何か。

IFRS対応方針協議会は、2020年11月27日に、以下を骨子とするコメント・レターを提出した。

- 高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上というIFRS財団がこれまで果たしてきた役割を維持し、会計基準の開発に関するリソースに影響を与えないことを前提として、サステナビリティ報告に関する新審議会の設置を支持する。
- 財務報告の領域において築き上げたIFRS財団の高い評判と信頼を、サステナビリティ報告の基準設定においても活用することは重要である。
- 主要なステークホルダーからの支持と高品質な基準を策定できるだけの十分なリソース（資金と人材）を確保することが不可欠である。
- サステナビリティ報告における主な対象は、投資家を中心とする資本市場の参加者とすべきである。その上で、重要性の範囲は、企業財務に与える影響（シングル・マテリアリティ）を基本に考えるべきである。
- 新審議会のメンバーは、地域や所属する業界も含めた多様性を確保すべきである。特に、ESG領域を専門に活動している人物だけでなく作成者や投資家など資本市場の参加者も含めて全体的なバランスを確保することが重要である。

6 [https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs\\_council/2021-0716.html](https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2021-0716.html)

7 IFRS財団定款第2条

- 多様性を確保しつつ資金面の負担を軽減する観点から、新審議会のメンバーは非常勤とすることも検討すべきである。
- 新審議会における作業では、気候変動以外のESG要素、特にS（社会）やG（ガバナンス）についても並行して対応すべきである。
- 財務報告の領域において、G20で掲げられた「a single set of high-quality global standards」の実現に向けて、IFRS財団が継続して取り組むべきである。そのため、IFRS基準の開発に関するリソースが減少することのないよう、新審議会の資金については、IASBの資金とは別に独立した新たな財源を確保し、執行にあたってはIASBとは区別して管理すべきである。

IFRS財団は、当該協議ペーパーに対して寄せられた576通のコメントを分析し、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズと、当該領域においてIFRS財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認したとし、新審議会の設立を可能にするIFRS財団の定款修正案に対し意見を求めることとした。

### III 本公開草案の概要

IFRS財団は、定款を修正するにあたり、以下の新審議会の戦略的方向性を提案している。

- 投資家の判断に重要な情報（企業価値）に焦点を当てる。
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先する。
- TCFD<sup>8</sup>等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発を行う。
- ビルディング・ブロック・アプローチを採用する。

当該アプローチは、国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法であるとされている。

また、具体的な定款修正案の概要は次のとおりである。本公開草案は、新審議会の設立を可能にするための条文の追加又は限定的な修正を提案しており、新審議会に関する条文は、可能な場合にはIASBに関する条文が模写されている。

- IFRS財団の現行のガバナンスの下、IASBと並行して新審議会を設置する。
- 新審議会の名称は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）とする。
- IFRS財団の目的に、国際的なサステナビリティ基準を開発することを追加する。

定款修正案における、ISSBとIASBの主な異同は、表1のとおりである。

### IV 本公開草案に対するIFRS対応方針協議会のコメント・レターの概要

コメント・レターでは、まず、IFRS財団が投資家を中心とする資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者の判断に重要な情報、特に企業価値に関連する情報を提供すること（シングル・マテリアリティ）を基本にしているとすれば、2020年協議ペーパーに対して当協議会が提出したコメント・レターの内容と概ね整合的であるため、総論として、IFRS財団の定款修正案の骨子に同意し支持するとしている。その上で、公正で透明なプロセスの下でのISSB

8 金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）

表 1：定款修正案における ISSB と IASB の主な異同

項目	ISSB	IASB
基準名称	IFRS サステナビリティ基準	IFRS 会計基準
ボードメンバーの人数	At large 枠 <sup>9</sup> を拡大 14名 <ul style="list-style-type: none"> <li>• アジア・オセアニア枠：3名</li> <li>• 米州枠：3名</li> <li>• 欧州枠：3名</li> <li>• アフリカ枠：1名</li> <li>• At large 枠：4名</li> </ul>	14名 <ul style="list-style-type: none"> <li>• アジア・オセアニア枠：4名</li> <li>• 米州枠：4名</li> <li>• 欧州枠：4名</li> <li>• アフリカ枠：1名</li> <li>• At large 枠：1名</li> </ul>
非常勤メンバーの人数	少数	3名まで
ボードメンバーの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サステナビリティ及び報告についての証明された専門的能力及び知識</li> <li>• 分析能力</li> <li>• コミュニケーション技術</li> <li>• 慎重な意思決定</li> <li>• サステナビリティ報告を取り巻く環境の認識</li> <li>• 対等の精神で協働する能力</li> <li>• 誠実性、客観性及び規律性</li> <li>• IFRS 財団のミッション及び公益に対する確約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識</li> <li>• 分析能力</li> <li>• コミュニケーション技術</li> <li>• 慎重な意思決定</li> <li>• 財務報告を取り巻く環境の認識</li> <li>• 対等の精神で協働する能力</li> <li>• 誠実性、客観性及び規律性</li> <li>• IFRS 財団のミッション及び公益に対する確約</li> </ul>
議長・副議長	議長 1 名、副議長 1 名	議長 1 名、副議長 2 名以内
任期	5 年を超えない期間 (2 期目は 3 年～5 年で再任可)	5 年 (2 期目は 3 年～5 年で再任可)
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公開草案又はサステナビリティ報告基準の公表には、<u>単純過半数</u>の承認が必要。</li> <li>• ISSB の設立に伴い ISSB の議長及び副議長は、ISSB の議長及び副議長の承認により、ISSB の作業計画案について一般からの意見を求めることができる。</li> </ul>	公開草案又は IFRS 基準の公表には、8 名（総員 13 名以下の場合）又は 9 名（総員 14 名の場合）の承認が必要。

のメンバー選定や資金調達手段の決定を求める観点から、以下の点につき検討が必要であるとされている。

1. ISSB のボードメンバーは、地域や所属する業界も含めた多様性を確保することが重要で

あることから、At large 枠も含めメンバー全体の地理的バランスを IASB と同等にすることが望ましい。その上で、ISSB のボードメンバー選定においては、プロセスの透明性、

9 任意の地域から選ばれる最大人数。

適切性を確保すべきである。

2. ISSB の議決要件は、単純過半数ではなく、IASB と同等とすることが望ましい。
3. ISSB の資金に関しては、IASB の資金とは別に独立した新たな財源を確保し、執行にあたってはIASB とISSB の資金は区別し管理すべきである。
4. ISSB の資金調達に関しては、特定の法域・機関からの拠出に過度に頼るなど、独立性に影響のある形は避けるべきである。また、公平性を確保する観点から、拠出における客観的な指標を設けるべきである。

IFRS 財団に提出したコメント・レターの全文は、本号 32 ページに掲載している。

## V IFRS 財団の動向

IFRS 財団は、現在、前述の公開草案に対するコメント・レターを分析することと並行して、ISSB の設立に向け準備作業を行っている。

今後の主な日程案は、以下のとおりである。

- 2021 年 10 月 31 日までに、本公開草案に寄せられた意見を踏まえ、ISSB 設立に関する最終決定を行う。
- 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) (2021 年 10 月 31 日から 11 月 12 日) において、ISSB の設立を表明。

### 1. 議長及び副議長の公募開始

2021 年 6 月 1 日、評議員会は、ISSB の議長及び副議長候補の公募を開始した (当初の公募期限は 2021 年 6 月 30 日であったが、7 月 30

日に公募期間を延長することが公表された。)

### 2. 資金調達

評議員会は、ISSB の資金調達につき、特に (1)ISSB の設立及び初期段階での支援のためのシードマネー、(2)中長期における多様な資金調達について議論している。

2021 年 7 月 26 日に開催された評議員会では、カナダよりシードマネーの提供、ISSB 設立候補地としての申し出並びに暫定的な施設及び関連する運営支援を提供する旨の申し出があったことが公表された。IFRS 財団は、2021 年 8 月末まで、他の法域又は機関からの同様の支援や関心の表明を歓迎するとしている。

### 3. ワーキンググループ等の設置

#### (1) ワーキンググループ等の設置

ISSB の設立に向け、表 2 のワーキンググループ及び委員会が設置されている。

#### (2) 技術的準備ワーキンググループ (TRWG)

2021 年 6 月 21 日に公表された TRWG の活動概要によれば、TRWG は、以下の 3 つに関連する成果物を提供するため、月次又は臨時で戦略会議を、隔週で運営・技術会議を、週次で実務者会議を実施している。

- ① ISSB が検討することとなる、次に関する技術的な見解及び提案の提供
  - (ア) TCFD 提言に基づく開示基準のプロトタイプ (基準のモデル)<sup>10</sup> の改良
  - (イ) 基準設定に関連する以下の事項への対応
    - ISSB が基準設定の際の指針とするガイドラインの検討

10 2020 年 12 月、5 団体 (CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB) は「企業価値に関する報告—気候関連財務情報開示基準の説明 (Reporting on enterprise value—Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard)」を公表し、気候関連の開示基準のプロトタイプを提案している。  
[https://29kjb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Reporting-on-enterprise-value\\_climate-prototype\\_Dec20.pdf](https://29kjb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Reporting-on-enterprise-value_climate-prototype_Dec20.pdf)

表 2：ISSB 設立に向けたワーキンググループ及び委員会

名 称	議長等	概 要
評議員会ステアリングコミッティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長：Lucrezia Reichlin 評議員（イタリア）</li> </ul>	戦略的方向性の提案とプロジェクトの監督を行い、全評議員による承認を得るため主要な決定事項について提言する。
Eminent Persons Group	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長：Jean-Claude Trichet 氏（フランス）</li> <li>メンバー：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>Sheila Bair 氏（米国）</li> <li>Nandan Nilekani 氏（インド）</li> <li>Guillermo Ortiz 氏（メキシコ）</li> <li>Min Zhu 氏（中国）</li> </ul> </li> </ul>	IFRS 財団評議員会に対し戦略的なアドバイスや助言を行う。
技術的準備ワーキンググループ（TRWG）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長：Michel Madelain 評議員（フランス）</li> <li>メンバー：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>TCFD、VRF（IIRC/SASB）<sup>11</sup>、CDSB<sup>12</sup>、WEF<sup>13</sup>、IASB</li> </ul> </li> <li>オブザーバー：IOSCO<sup>14</sup>、IPSASB<sup>15</sup></li> <li>必要に応じて GRI<sup>16</sup>、CDP<sup>17</sup> と連携</li> </ul>	ISSB がスタートダッシュをきれるよう、基準開発に向け技術的な準備作業を行う。
多国間ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長：Suresh Kana 評議員（南アフリカ）</li> <li>IOSCO が参加予定。</li> </ul>	ビルディング・ブロック・アプローチのための準備作業を行い、他の国際的な取組みや法域の取組みとの相互連携を促進する。

- サステナビリティ開示基準のための主要な概念及び構成要素の整理
- IASB の形式（form）やプロセスとの結合（connectivity）
- ISSB に研究課題を示すためのアジェンダ項目の優先順位付け
- デュー・プロセスの要件
- ISSB 開始時のデジタル戦略
- ステークホルダーとのエンゲージメント・モデル

- ② サステナビリティ開示基準設定の統合を促進するため、IFRS 財団のガバナンス構造の下で、技術的な専門知識、コンテンツ、リソースを ISSB へ適切に移転するための計画案（ISSB の運営方法に関する見解と提案を含む。）
- ③ 企業価値創出に資する包括的な企業報告のフレームワーク及び基準を提供するため、

11 2021年6月9日、IIRC（国際統合報告評議会）と SASB（サステナビリティ会計基準審議会）は、合併を完了し、Value Reporting Foundation（価値報告財団；VRF）を設立した。

12 気候変動開示基準委員会

13 世界経済フォーラム

14 証券監督者国際機構

15 国際公会計基準審議会

16 グローバル・レポーティング・イニシアティブ

17 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

IFRS 財団並びに ISSB のガバナンス及び活動の優先順位付けと計画を促進する、IFRS 財団の戦略に対するインプットの提供

## VI おわりに

IFRS 財団は、2021 年 11 月に開催される COP26 において、ISSB の設立を公表する予定であり、現在急ピッチで作業を進めている。IFRS 財団は、2021 年 4 月 30 日に公表した

フィードバック・ステートメント等において、ISSB が、TCFD 提言に基づいて構築された、サステナビリティ報告における主要な基準設定主体の同盟（5 団体：CDP、CDSB、GRI、IIRC/SASB）が提案しているプロトタイプ（基準のモデル）をベースとして、基準を開発する可能性に言及している。IFRS 財団は、欧州連合による EU サステナビリティ報告基準（ESRS）が 2022 年中に採択される予定であることを踏まえ作業を進めていることが考えられ、今後の動向についても注視されたい。